

明代万曆朝における京営組織の変遷について

——特に選鋒の設立と増強を中心として——

青 山 治 郎

序 言

世宗の嘉靖二十九年（一五五〇）八月に蒙古の英傑俺答汗が古北口より侵入して北京を包囲した所謂庚戌の変を契機として、同年九月には京営の大改革が提議され、十二団營・東西両官庁を廢革して三大營の旧制に復するという方針が決定し、十月に至って五軍・神樞・神機の新三大營が編成された。最初各營の兵数は、五軍營が正兵六万、備兵六万六千六百六十、神樞・神機二營は各正兵三万、備兵四万であったという。

然るに例え正兵と言えどもその素質が良好なものでなかったことは従来と異ならず、自然京営の軍士の中から精鋭を簡抜して操練し、以て有時に備えることが行われるようになり、嘉靖三十二年正月には早くも選兵四万を揀選したが、更に同三十八年には改めて三大營の官軍から二十枝、一枝三千、計六万人の軍士を通選して操練することとなり、翌三十八年九月には協理京営戎政王邦瑞の条奏によって揀選の軍は三十枝・九万人に迄増大した。嘉靖四十二年七月には総督顧寰の条議により、各營の軍士一万八千人を挑選して三十枝中の六枝に編成した。これが戦兵の始まりである。翌年八月の頃には既に車兵十枝も編成されており、残余の十四枝は城守兵とされた。更に戦兵・車兵・城守兵を各十枝とすることが決定されたのは嘉靖四十四年であり、その体制が完成したのは翌四十五年であった。

穆宗隆慶帝の治世は五年半にも満たぬ短いものであったが、京営振肅の論議は早くから行われ、殊に内閣大学士張居正の提唱によって大閱の礼を行うことが決定されると、それは俄かに活発の度を加えた。そして改革の企図もやや実に見えかへした時、内閣大学士趙貞吉が総督を廢し、戎政の印を革去し、京営を五分して各一將を以て分統訓練することを唱え、結局総督と戎政の印を廢止して、三大營にそれぞれ総兵官（後には武臣・文臣の提督各一人）を置いてこれを分統せしめたが、この措置は徒らに紛乱を招いたのみで、一年足らずで旧制に復した。この機構改革に伴って、隆慶四年（一五七〇）正月には今迄の五軍十二枝、神樞、神機各九枝の体制を改めて三大營はともに各十枝を以て編成されることとなった。趙貞吉の提案による京営分統の試みは、京営の整飭が漸く緒に就こうとした時それに水をさす結果となり、京営の病弊は更に深く進行して、次の神宗万曆帝の時代に至ったのである。⁽¹⁾

かくして神宗朝に至っては従来行われて来たような、營軍の中から精壯を簡抜することによって速かに進行する京営の頽廢を克服するという方策は最早採用されず、それに代って立案された強化策は京営に赴任した將領たちが伴い来ったり或いは京営において召募した家丁や、營軍中の精壯なる者を以て選鋒を編成し、これを營軍の中核と為すことであった。選鋒はその後、豊臣秀吉の朝鮮侵攻や万曆末年の後金國の興起の際

に増強されて、以て天啓朝に及ぶのである。

選鋒は後に述べる如くその数は決して多くはなかったが、神宗朝においては京営の軍士の中で唯一恃むべき存在とされ、厚遇を受けたのであった。万曆朝の選鋒について詳らかにした論考は未だ現れていないが、その実態の解明は、既に無力化していたとは言え明朝の首都防衛常備軍団たる京営の、当時の状況を考究する上で、必要不可欠の条件であることは論を俟たぬところであろう。この小論は万曆朝京営の選鋒の設立とその後の増強の過程とを中心にこの時代の京営組織の変遷について考察するものである。

一 万曆朝初期の京営の状況

隆慶六年五月庚戌、穆宗隆慶帝は乾清宮で崩じ、当年僅か十歳の皇太子翊鈞が帝位に即いた。同年六月、神宗即位の直後に次輔張居正は宦官馮保と結んで首輔高拱を逐い、以後十年にわたって国事を専断して更張の政を行った。内外の軍事についても一意その振肅に努めたが、積年の病弊を根絶することは不可能であり、宿痼は却て深化の一途を辿ったものと認められる。「神宗実録」(以下実録と略称)の巻七・隆慶六年十一月丙子の条には兵部が戸科給事中陳藻等条陳の京営七事を覆奏したことを記しているが、その一款には

一、議營伍之実。操兵不許雇代、家丁無用懦弱。

とある。即ち營操に際して軍士が身代りを雇うことが依然として行われ、營中の家丁にも情実によつて懦弱なものが混入していた事実が知られる。この奏文中には他に營中の大小將領・号頭・中軍等の軍官の推用・充補に際してはその任に堪える者を以てすべきこと、馬は軍士の家道殷実なる者を択んで撥領を許すべきことなどが提言されており、当時京営の將領・軍官の任用や軍士に対する馬匹の給付にも問題があったことが知られる。

同じく実録巻十四・万曆元年(一五七三)六月己巳の条によれば、この日兵部は京営五事について覆奏した。その第三款には

一、議選募以実營伍。謂京營見軍、止八万六千八百有奇。糧本空虛。宜革退老弱殘疾、選家屬精壯者替役。其召募之軍、審係親族、有身家者、俱准替補。其各省解到新軍、逃者嚴行掣解、不必再貼盤費、貽累窮民。(中略)行如議。

とあり、この時京営軍士の実数が八万六千八百余人に過ぎず、しかもその中には老弱殘疾者が含まれており、各省からの解到の新軍にも直ちに逃亡する者があつて、貧民は盤費の再貼に苦しんだことが知られる。この覆奏の他の条目を見れば、將官が現に管領する小營が本来彼が管する筈の小營ではなく、そこに序列の紊乱が認められたり、戦兵・車兵の合操が行われていない、各營の武器が使用に堪えぬものである、營の將領に人材が乏しいなどの問題が存在したことが看取される。

更に実録巻二十一・万曆二年正月己丑の条によれば、この時に兵部は巡視京営刑科給事中歐陽伯等が条陳した營務六事について覆奏したが、その一款の「兼習騎射」の項によれば、京軍は止だ歩射を習うのみで、馬隊の軍士の騎射の訓練を行つてはいなかつた。またその「教演火器」の項には

中国長伎、全在火器。虜以遊騎誘我、一放輒盡、坐取敗北。所貴更番送上、相持終日、前後相統、庶可濟實用。

とあつて、実戦における火器の運用が全く拙劣で、しかもその教訓が訓練の上に生かされていなかったことが知られる。「練習家丁」の項では將領の家丁についてもその脆弱なことが問題となつている。また万曆四年八月甲申には兵部は左給事中林景暘が上奏した八款について覆奏したが、その中に

一、覈操練。京營毎月、走營演芸、分等示優。奉行無異。惟是撥工占役、積弊当除。仍令巡視參究。至于別選統練將官、恐多牽制。戎

政総協、自宜酌議以聞。其隘甲弓箭槍刀、外解不堪。或駭駭題參、或給軍自辦、令工部議覆。

と記している。即ち工作や占役が相も変わらず行われていた上に、隘甲・弓箭・刀槍などの武器も地方から解送されて来たものは使用に堪えなかったのである。他の一款では、勾解の新軍は率ね幼少老弱、尪羸乞食の類で、甚しきは折角京師まで解送して験査した上、漸く許可が得られたのに、軍士の直ちに逃亡するものがあつたことが記されている。更に実録卷四十六・万曆四年正月丙辰の条には、兵部が巡視京宮戸科給事中李邦佐等が条陳した戎政四事について覆奏を行ったことを記すが、その一款には

一、圜軍逃脫病故、不行勾補、徑于京宮調選、致見在營軍、不及祖宗時四分之一。前弊委宜痛革。仍著令該管把總等官、逃軍十名以上者、年終聽巡視衙門一体查參。

とあつて、圜宿軍の逃亡・病死の場合に規定の通りに勾補を行わず、直接欠員を京宮で調選することが營軍減少の大きな原因となつてゐることを指摘し、軍士を逃亡させた把總等の官の責任を追求することを請うてゐる。

班軍の制も、その崩壊の進行を防遏することは不可能であつた。隆慶六年十月壬午、兵部は京宮總督楊炳等の奏を覆したが、⁽³⁾ 奏中

今班未到并統逃官軍、五千二百六十三員名。

と述べてゐる。万曆元年五月庚辰朔、兵部は春班逃軍の分數を奏し、掌印等の官二十九員の罪を治めることを請ひ、降級・調衛・住俸等の処分が実施された。⁽⁴⁾ またこの年七月には中都留守司の領班都司が官軍を私占・売放し、軍銀を科索した罪によつて革職提問されてゐる。⁽⁵⁾ 更に実録によれば同年九月戊戌、兵部が覆奏した薊鎮督撫官劉應節等の奏疏の中には、更番出戌の班軍について

班軍脆弱……紀律不明、行陣無法、罔裨實用。

と述べ、辺鎮出戌の班軍の役に立たぬことを指摘してゐる。⁽⁶⁾ 既に述べた実録隆慶六年十一月丙子の条には班軍の政においても依然として売放・支調・需索の諸弊が常例となつており、これを振肅すべきことが提言されてゐる。更にこれも先述の万曆二年正月己丑の条の「核実班軍」の一款には、

三都司領操至京、多扶同塘塞、在京則冒支行糧、在衛則虛領月米。合嚴查虛捏之弊。其班軍在京、非係重大工作、不許濫行派撥。

とあつて、工作に班軍を濫派することの弊害が、行糧の冒支、月米の虚領の諸弊と共に指摘されてゐるのである。

当時班軍の工作が頻繁であつたことは実録万曆二年八月壬子の条に見える兵部が覆奏した巡視京宮給事中李熙等の題奏にも

班軍之制、為操練入營、非為工役。(中略)頻年以來、工作繁興、動輒撥取。致將工作為正差、營操為末務。殊失立法本意。

とあるが如くであつて、ここには班軍において工作が正差となり、營操が末務と化するという、本末顛倒の状況が指摘されてゐる。班軍が番上の期限に遅れ、或は全く到らなかつた原因の主たるものとして工作があつたことは実録万曆三年九月甲辰の条に⁽⁸⁾

旧制中都・山東・河南官軍、以春秋二班上操。(中略)正嘉以後、撥以修工、軍苦応役、往々不依期至、或徑不至。乃議遲一月者、罰

工十日、銀四錢。不至者、追月糧三兩六錢、解部募用。其後更加以額外之征。軍益逃脫、中都尤甚(後略)。

とあるのによつても知られる。以て班政の荒廢の状を見るべきであり、しかもこれが万曆初年、政務緊張の最中の現象であつたのである。このような状況の下、三大營の三十小營、さらには備兵營の軍士の質が精強と言ふに程遠く、しかも更に低下の一途を辿りつつあつたことは推測するに難からぬものがある。しかも三大營を補強すべき班軍の実情も叙上の如くである。事茲に至つて、案出されたのが選鋒の設立という方策で

あつた。

さて選鋒設立の基盤となつたのは京営中の家丁である。家丁については既に先人の論考があるが、要するに将領が各々私費を以て養成した家奴であつて、これに戦陣の事を肄習せしめ、立てて先鋒に用いると、彼等は主恩に報いるべく奮戦し、将領をして功を立てしめた。家丁は辺塞の将領がまずこれを養つたが京営においては嘉靖二十九年の所謂庚戌の変によつて、辺将が京営に入衛した際に伴われ来つたのをその嚆矢とし、その後嘉靖・隆慶・万暦の初年を通じて存在した。辺将が家丁を用いるのは、当時の明軍の実情に照せば、全く必要悪と言わざるを得なかつたが、首都防衛の爲の常備軍団である京営において、将領が、家丁を養つてこれを己の爪牙とし、彼等を営軍の中核として機能させることは、明廷にとつて決して歓迎すべきことではなかつた筈である。「世宗実録」卷四百五十・嘉靖三十六年八月乙未の条の、

總督京営戎政鎮遠侯顧寰、請給京営副將・參將所招家丁、行糧月石有半。戸部覆言。家丁支糧、原非旧例。(中略)今將官收養家丁亡虜、六百余人。乃欲例外索餉。自別于京軍。万一京軍效尤、悉取死于所收養者之例、恐非所以嚴軍政、固衆志、而重國計也。(中略)

可下兵部、会戎政大臣及巡視科道官、嚴閱所招選人員、果有膂力過人、弓馬熟慣、經戰陣、堪以訓練者、方許收用。副將十人、參將遊佐各七人、收為家丁。(中略)不必別立家丁名色、以滋弊端。疏上。從之。

という記事は、將領の家丁收養を必要悪として認めつつも、他方、組織上・財政上の見地から努めてその数を抑制しようとした明廷の態度を物語るものと言えよう。

また「穆宗実録」卷三十九によれば、隆慶三年十一月乙未、協理京営戎政王之誥は營務について条陳するところがあつたが、これを「皇明經世文編」卷二百八十七「論戎政疏」によつて見ると、その一項に

一、議家丁、以倡勇敢。營中家丁、原設沿辺壯士。近多逃亡、遂令京師推埋之徒、往々冒充、為蠹不細。宜盡汰革、而選戰兵營二百人、城守・備兵各百人充額。仍於秋操、考閱如法、別其殿最、而降陟之。とある。これは京営の家丁に京師の推埋の徒、即ち悪逆の輩が他人の姓名を偽つて充てられており、その害を為すこと少なからざるものがあるので、これを盡く汰革して、代りに京営の戦兵二百人、城守・備兵各百人を選んでその額を充せというものである。凡そ辺境にあつては、家丁の数が多く、質もまた優れていることが將領の立功につながる重要な条件であつたが、国都北京においてはそのような緊迫した情勢は認められなかつたから、勢い京営で家丁を收養するに當つては種々情実が罷り通る余地が多分にあつて、それが結果としてこのような事実となつて現れていたものと考えられる。

京営の家丁を廢革して、新たに従来の家丁の中の精壯なる者と營軍中の精銳とを以て選鋒を組織し戦兵・車兵の諸小營の中核とすることが行われるに至つたのは、蓋し叙上の如き事情によるものであらう。

二 選鋒の設立と増強への動き

京営に選鋒が立てられたのは、万暦五年の初頭であつた。実録卷五十九・万暦五年正月丙辰の条に、兵部が巡視京營兵科給事中林景暘等が条上した事宜について覆奏したことを記しているが、その一款に

一、立選鋒、以倡勇敢。京營家丁、目為副將私人。一有名缺、競相營補、且俱擁護各將、不隸營操。實為徒設。請于家丁・營軍中、選其驍而善射者、名曰選鋒、務足四千八百人。六副將、仍各與三百名、十戰兵營、各三百名。月給雙糧、而革家丁名色。

とあるのが即ちそれである。京営の家丁と營軍の中から精銳を選抜して四千八百名の選鋒を立て、六人の副將と十戰兵營に各三百名を配置し、これに雙糧を食せしめ、且つこれによつて家丁を廢革せんとするもので

あつた。この奏文は六箇条から成つており、「一、廣召募、以実行伍」では、時に各営軍の総数が九萬に満たず、しかも老弱が多いので、通じて選汰を行い、替役及び餘丁を以てして猶も不足のところは民間から召募することを請うている。他には教演に務めること、副・参・遊・佐等の官の所管の馬匹の倒損多き者には罰俸・降級・革任の処分を行うことが奏請されており、ここにも当時の京営の実情の一斑が看取される。神宗はこれを裁可し、選鋒簡拔の作業が開始された。

更に実録同年五月庚戌の条には

先是、兵部議募選鋒四千八百名、專充六副將及十戰兵營之用。至是、又以總督京營彰武伯楊楛條陳覆奏。副將見統戰兵、不必再撥。而車兵、同戰兵輪番出防、各有信地。議增募選鋒二百名、共足五千。分撥戰兵十營、各三百名、車兵十營、各二百名。報可。

とあり、この時總督京營戎政彰武伯楊炳の条陳に基いて更に選鋒二百名を増し、現に戦兵を統率しているという理由で副將には選鋒を與えず、戦兵營と輪番で出防する車兵十營に各二百を配置することとし、神宗の裁可を得たのである。

翌万曆六年正月甲戌、兵部は京營科道条陳の事宜を覆議したが、その三、「講習騎射」の項に

謂選鋒無馬、必須查給、以裨實用。但查戰兵・車兵選鋒共五千。共少馬四千餘匹。今太僕寺、堪兌馬匹、僅一萬八千。年例兌給、約有三千之外。而一歲所入本色、未足相当矣。四千盡兌、則所餘無幾。應行總協大臣、令該營、即查選鋒五千數内、量派步騎兵各二千五百内、除先領馬匹、共九百六十三匹外、其無馬騎兵一千五百三十八名、造冊送部、剗行太僕調兌。餘下步兵二千五百名、俟萬曆七年以後漸給、務足五千之數。

とある。これによると、選鋒には総て馬匹を給して騎兵とすべきところ、実際に馬を受領した者は九百六十三名に過ぎなかった。そこで選鋒五千

名を騎兵・歩兵各二千五百名に分け、無馬の騎兵一千五百三十八名に太僕寺から馬を給し、歩兵には万曆七年以後に漸次支給して最終的には全員に馬匹を受領せしめようとしたのである。この奏疏中の「一、議分操」では営軍の分営細練を求めているが、文中

今軍士日衆、至於十萬。一營之内、簡稽難周、演習不便。

なる語があり、先述した五年正月の奏請による営軍の選汰召募が進捗したことを伺わしめる。この他「四、議重新馬」の項では馬匹の倒死の続出や営馬抵換の不正が記され、「五、議罷出防」では、戦兵營・車兵營各一枝の辺地への調撥を暫時休息することが要請されている。神宗はこれに従った。同じ日、兵科給事中王致祥は辺防八事を題奏したが疏中

而又特挑驍勇力戰之士、罷其備与差、而優其廩餼、号曰選鋒、以備敢死之用、今日之要務、莫急於是。

と辺軍に選鋒を設けることを求めている。蓋し選鋒が先に京營に立てられ、地方がこれに倣ったことを證するものである。

京營の整備の努力はその後も続けられた。万曆八年八月、總督京營戎政彰武伯楊炳は奏して

三備兵營、軍額缺少。且多老弱。宜召募年力精壯者。充補之。

と言った。三大營の予備兵を收容する三備兵營の軍数が不足し、その上老弱なる者が多かったので、召募による補充を奏請したのである。兵部は議して、召募に応じて来る者は多く無籍無頼の徒であるから、保勘の法を用いて冒称を防ぐべきだと言ひ、神宗もその議を是とした。実録万曆十一年十二月丙子の条によると、巡視京營科道傅來鵬・曹一鵬はこの時、營務について条陳したが、その中の一款「精簡選、以壯軍威」の項で

兵不貴多、貴精。合將營軍、分別三軍、各足三千、為一營。餘軍收備兵營、操練候補。不堪應役者、責令摘牌替役、革除名糧。選鋒缺伍、止許在營軍内挑選。

と奏請した。⁽¹⁵⁾これは營軍の簡選を行つて、戦兵・車兵・城守等三十營に各々相應の軍士を配分し、併せて選鋒の缺伍を補充せんとするものであつた。神宗は兵部の覆奏に基いて、「復旧制、以補將材」の一款を除く他の四事を裁可した。

しかし嘗て京營の家丁に伴つた弊害は、選鋒にも引き継がれていた。実録万曆十四年正月乙巳の条には巡視京營刑科左給事中楊芳等が条陳した京營六事が見られるが、⁽¹⁶⁾その中に

一、擇選鋒。謂選鋒之名、或以將官家人、寄名冒充、或以市井無籍、鑽求占役。耗二軍之糧、乏匹夫之勇。弊孰甚焉。以後選鋒有缺、務擇忠実平民、膂力過人者、從公替補。

という奏請がある。即ち選鋒の中には將官の家人で他人の身分姓名を騙り、或は市井無籍の徒にして選鋒となつて占役を鑽求し、二人分の軍糧を空費して戦陣の役に立たぬ者があつた事が知られるのであり、楊芳は選鋒の缺を補うに忠実の平民を以てするよう提言している。神宗は、これを承認した。

万曆十七年になると、京營では従来の組織を少しく変更する事件が発生した。即ち実録卷二百十三・同年七月己未の条に、⁽¹⁷⁾

協理京營兵部左侍郎楊俊民言、總・協二臣部下標兵、數各五百。欲于三備兵營内、選增二千名、共合一營訓練。從之。

という記事がある。標兵は京營の總督・協理京營戎政や地方の總督・巡撫の親衛兵として置かれていたが、この時楊俊民は京營の總督・協理戎政の下の各五百の標兵に、新たに備兵營から二千名を選んで加え、一校三千人・一小營とすることを請うて裁可を得たもので、京營には更に一營を加えることとなつたのである。

既に先に述べた如く、選鋒は総計五千名であつたが、これを増強しようとする意見も現れて来た。万曆十八年十一月、巡視京營科道張應登等は京營覈実八事を奏上したが、その第四款「覈選鋒之実」で、應登等は

營中選鋒、共計五千人。戰兵每營、僅三百。車兵每營、僅二百。非居重張幹之理。宜増成一萬、使緩急可頼。⁽¹⁸⁾

と言ひ、選鋒を二倍に増強して一萬とするよう建議した。この疏文中の第一款「簡軍の実」では隆慶五年の議の如く、三・四衛或は一・二衛の軍士を以て一小營を編成し、營操冊と食料冊とを一冊に合せて影占冒名の奸を除くことを提案し、第二款「練軍の実」では、各營の分操においては日毎に成績を出して賞罰を行い、春操と秋操の後に成績を総計して軍官の陞降を行うこと、火器の訓練を忽かにしないことを求め、第三款「恤軍之実」では營軍に対する一切の科斂差用を逐一查出參酌して裁革すべきことを奏請している。他に第五款「省器械之实」第六款「稽馬匹之实」第七款「甄別將領之实」があり、京營が当面している重要課題の殆どが論ぜられている。疏は所司に下された。実録卷二百三十四の記すところによれば、万曆十九年三月辛卯、兵部は「省器械之实」を除く張應登の疏文を題奏したが、その「覈選鋒之实」の部分は、

選鋒以一人、食二人之餉。必膂力技芸、一人可當數人之敵。如有老弱者、遊惰者、嚴加汰革、務使五千之衆、実皆精銳。倘營多精銳、堪補選鋒、另行題補、即以所汰老弱之餉餉之。

とあつて、その内容は老弱遊惰の徒を汰革することによって選鋒の精強を保ち、もしも可能であれば營軍からの題補によってその欠を充当したとの提議に変更されている。覆奏は神宗によつて裁可され、実施に移されることとなつたが、選鋒の増員はこの時点では行われなかつた。張應登が提議した選鋒の増強は、京營の戦闘能力強化のために極めて望ましいことであつた筈である。当時これが実施されることなく終つた主たる原因は、やはり国家財政の逼迫にあつたと考えられる。

選鋒が設立された万曆五年の初頭より、同十九年の末に至るまで、京營には依然として多くの問題が山積していた。これらの弊害を指摘し、その釐正を提案する奏疏は枚挙に遑のない程である。例えば実録卷百五

十・万曆十二年六月己巳の条には

兵部言。近来罷閑・納級武職、營求薦用、冒濫多端。今後各該督撫官、務從公核実、必係將材卓異、及年勞堪叙者、方許薦列。報可。とあつて、当時罷免されたり買官によつて地位を得た軍官が、薦用されることを謀り、冒濫が多かつたことが知られる。また実録卷二百七・万曆十七年正月戊午の条には

兵部覆巡視京營科道楊大煥等疏議補軍・買馬二事。(中略)京營買馬、原議価銀一十六兩。但委官牙僧、多端侵漁。自万曆十七年為始、每馬一匹、量增四兩。(後略)。

とあり、京營で馬を買入れるに當つて、係官や仲買商人の侵し取ることが多く、馬価が十六兩から二十兩になつたのである。班軍については、実録卷六十四・万曆五年七月辛卯の条に、

京營吏科給事中王道成、因中都沂州衛、逃軍數多、上条班政事宜。部覆。國家調三省班軍、輪番赴京操備、以實京營。近年責借修工、勞費不堪。以致班務廢弛、軍伍逃亡、頓失立法初意。(後略)。

と言ひ、実録卷九十五・万曆八年正月己酉、実録卷百二・同年七月己丑の各条に、

○巡視京營給事中李廷儀・御史陳世宝、条陳戎政七事。一、復班操。請罷班軍工作、令各都司、統領官軍、隨帶器械、同原定營軍、一体操練。如有工程、聽工部將貢夫銀兩雇募。不足量、將各軍糧塩銀兩湊濟。雖勲戚辺臣、不得違禁冒請。(後略)。

○巡視京營給事中姚學閔、上条班操五事。(中略)一、議釐積弊。謂各軍多僱倩代替、班政不嚴。(後略)

と記しているように、工作の頻興によつて班軍の逃亡が続出し、操練は行われず、上京の班軍には僱倩代替が多かつた。班政の弊害を言ひその釐正を求め上奏はこの他にもあり、弊害の多端にして深刻なことが知られる。しかもこの間、神宗は寿宮の造営を行い、ここにもまた班軍を

使役したのである。

三 豊臣秀吉の朝鮮侵攻と選鋒の増強

万曆二十年四月、豊臣秀吉麾下の日本軍の朝鮮侵攻が開始された。日本軍は二旬の後には首都京城を陥れ、更に進んで開城・平壤を攻略したので、朝鮮は明朝に援軍を要請し、明朝もこれに應じて軍を半島に派遣して日本軍と交戦した。明朝では先の倭寇の跳梁に鑑みて沿岸の防禦を固めるとともに、京師の防衛にも意を用いた。遼東の明軍の精銳を朝鮮に派遣することはこの方面の防禦を手薄にし、延いてはそれが首都への脅威の増大に繋るものであつたからである。この年七月、内閣大学士張位は奏して都城の周辺に四つの輔城を添築することを提議し、神宗はこれを嘉賞した。⁽¹⁹⁾翌二十一年五月、兵部は京營將官の選任に際してはその資薦を優算して推補し、また優算して不時に辺省に拔擢することによつて營務を振擧せんとし、神宗の贊同を得た。⁽²⁰⁾翌六月には兵部は巡視京營科道張輔之等の奏する所を覆奏し、上班官軍の振飭についてその方策を述べ、裁可を得た。⁽²¹⁾そしてこの歳十一月、巡視京營兵科給事中吳応明は六事を条奏したがその第三款に

増選鋒五千。選鋒之外、宜增三千人。

とあつて、選鋒五千人を増強し、選鋒以外にもまた三千を増すことが献策されている。奏疏は他に選將、士卒の訓練、班軍、召募、營屯の諸事に及んでいる。この条奏は兵部に下された。⁽²²⁾

翌二十二年六月辛未、戸部は巡視京營科道楊東明等の条議を覆奏して標兵二營、居重馭輕之地。議加選鋒千名、誠不容已。但欲取給太倉、則太倉匱乏。請照兵部原題、於故絶班軍行糧、免抵為便。且東明及何倬曾云、備兵一營、虛糜月餉、若將缺額停補、歲可省千名之糧。即堪那抵新餉、更似便益容備行。二臣聽其徑自酌處。

と言つた。即ち標兵二營に選鋒千名を増やすことを認め、それに要する

糧は故絶の班軍、更には備兵營の缺額に取るべく、総・協二臣が徑に自ら酌處することを聴きたいと言うもので、神宗の裁可を得た。⁽²³⁾蓋しこの時、標兵營は増して二營となっており、その二營に選鋒各五百を配したものと考えられる。

翌二十三年二月辛未、兵部は巡視京營科道楊東明等の条議を覆奏した。それは

一、清汰老弱、務在公選京軍。一、考選雙糧、必絶營宅応募。一、犒賞軍士、比芸量為加優。一、稽查錢糧、核実母使侵冒。一、調和將士、協心母使忌功。

というもので、⁽²⁴⁾營軍中の老弱の淘汰、選鋒の考選、軍士の犒賞、錢糧の稽查などを論じているが、その第二款によれば、雙糧、即ち選鋒の考選に際して營託応募、つまり有力者の縁故を頼つて応募することが行われていた模様である。

さて朝鮮に侵攻した日本軍は、翌二十一年四月には竜山の停戦協定を結んで南朝鮮に撤退し、双方の交渉の末、萬曆二十四年には明の冊封使が日本に至り、日本の出征の諸將も帰国した。しかし秀吉は交渉の実情と条件の不備を知つて怒つて明使を逐い、和議は一旦決裂し、戦闘が再開されることとなった。実録卷二百九十五・同年三月壬午の条に

兵部覆兵科給事中張正学題、抽京營薊遼等鎮精壯、為選鋒、加以双糧。科臣謂、当無事而、預為之備、庶不致臨敵求兵、而事變可弭。臣等謂、当地而、各為之備、庶不致臨敵求兵、而中外無擾。整飭防範、与酌量機宜、固並行而、相濟者也。報可。

とあり、兵科給事中張正学が京營と薊州・遼東諸鎮の軍士の精壯なる者を抽出してこれに双糧を与えて選鋒と為し、不時に備えることを献言し、兵部もその地の事情に随つて有事の際に備えることは一旦緩急あるも添兵増餉を行わずに済む。防備を整え、時機に応じて適切な処置を採ることは並び行われて相濟するものであるとしてこれに賛意を示した。神宗は

これを裁可した。このことによつて、京營の選鋒の増強が開始されたものと考えられる。また同年六月には協理京營戎政右都御使沈思孝が、久任將領・教練標兵・挙用豪傑・増補馬匹・繕修戦具の五事を条陳し、神宗の裁可を得たのである。

萬曆二十五年、再び豊臣秀吉の朝鮮侵攻が開始されると、⁽²⁵⁾またも明廷には選鋒増強の動きがあらわれた。実録の記すところによると、この歳五月庚戌、協理京營戎政兵部左侍郎李春光は、選鋒の数が少いとして、七千名の増員を行い、総数を二万人としようと献議した。兵部は糧餉を費すこと甚しいとして二千名を量増せんと言つたが、神宗は旨して一千名を増すことを許した。⁽²⁶⁾注目すべきはこの時既に選鋒が一万三千名に達していたことである。選鋒にしてこれ迄に存在の確認されているものは萬曆五年に戦兵・車兵營に置かれた計五千名、二十二年六月に標兵二營に立てられた一千名の合計六千名である。これ以外に七千名が抽選されていたこととなるが、その選抜の時期はおそらく既述の経過から考えるに、早ければ萬曆二十一年十一月に吳応明の条議が覆奏された後、遅くとも萬曆二十四年三月、張正学の題奏が裁可された以後の事と考えられる。ともかく、此の度の増員によつて、選鋒の数は一万四千に達したものと推定される。

翌二十六年四月辛巳、兵部は京營總兵官陳良弼が条上した新設の備倭兩營の事宜について題覆した。即ち実録同月同日の条に⁽²⁷⁾

兵部題覆京營總協理陳良弼条上新設備倭兩營事宜。一議。照戰軍營例、每營軍選、共給寺馬八百匹、擇殷實精武芸者、領養練習、以資戰闘。一議。調神樞神機兩營輕車三百八輛、付備倭營訓習、以備緩急。一議。割付太僕寺、每年量動京營子粒銀二千兩、給兩營、為春秋操賞。置辦金鼓旗幟之用。一議。京營軍伍、原有定額。今既抽選一万、為備倭新營。又兼逃亡故絶、原額多虧。合行各衛所、清勾并召募、補足原數、以実行伍。蓋新營之設、原以護衛都城、為根本之計耳。報

可。

とあるのがそれで、新設の備倭二営に戦兵營の例に照して毎營の軍士選鋒に太僕寺の馬八百匹を給し、戦闘に資せしめること、神樞・神機兩營の輕車三百八輛を備倭營に付して訓習せしめること、太僕寺の子粒銀二千兩を量動して備倭兩營に調し、操賞や金鼓旗幟の費用とすること、京營の軍伍にはもとより定額があるが、今一万人を抽選して備倭新營を設けた上、兼ねて逃亡故絶もあつて原額が多く缺けたので清勾と召募によつて原数を補い、行伍を充すこと、が提議されており、神宗の裁可を得た。かくして京營では、京營の軍士二万を抽選して備倭二營を新に設置したのである。

当時軍餉の逼迫はその極に達し、明廷はその解決に苦慮していた。同月庚戌、戸科給事中郝敬は軍餉が匱しく、民が窮しんでいるので、「權時裒益、以佐軍興十事」を条議した。神宗はこれを戸部に下して議せしめ、戸部はその行すべきもの數事を取り上げて覆奏した。曰く。

如各府州民壯、抽十之四。巡簡司弓兵、巡哨堡兵防夫、抽十之二。官建書院・墳塋・祠堂看守人役、一概查革。各項額派工食、俱解充餉。各駅通、自万曆初年迄今、裁禁冒濫節省餘銀貯庫者、悉查解接濟。各處缺官俸薪、除解部外、統有未解銀兩、併積餘存留牌坊等項、備造冊報、量解一半充餉。俱俟倭平停止。

⁽²⁸⁾と。即ち府州県の民壯の十の四、巡検司弓兵等の十の二を抽し、官建の書院・墳塋・祠堂の看守の人役を一概に查革してその工食銀を軍餉に充て、更に駅通の裁禁冒濫・節省の餘銀の悉く、各處の缺官の俸薪の未解のもの、積餘・存留・牌坊等の項の銀の一半をも根餉に充当したのであつて、以てその困窮の状を見るべきである。この歳十二月には戸部尚書楊俊民は在京各衛軍士に毎歳の九月に支給される折布銀五錢の中から各衛の心紅紙劄銀每軍一錢二分を扣除しようとして、吏科給事中吳文燦の弾劾を受けたが、これも国用窮乏の結果であつた。このような状況の下に

あつて選鋒一万四千を整備し、京營軍士二万を抽選して備倭二營を設置したのであつて、その実数は多いとは言えないが、ともかくも国防の衝に當つた官人たちの努力の程が偲ばれるのである。翌年五月、神宗は各邊の年例の糧餉が久しく支給されぬこと⁽³⁰⁾で戸部を叱責した。戸部は太僕寺馬餉銀五十万兩を借りて辺餉を濟し、典札の錢糧を停免することを奏請して、神宗もそれを承認したのである。

四 半島の戦いの終熄と選鋒の整理

既に萬曆二十六年末、朝鮮における戦闘が終熄を見たので、明廷は戦時体制の解除に取り掛つた。実録卷三百三十九・万曆二十七年九月癸亥の条に

戸部言。東征以来、供億浩煩、庾帑一空。乃前項選鋒、原支雙糧。今既斂婦。乞查三大營、如有選鋒名數、即与頂補。庶士無失所、餉不加增。上然之。

とあり、原と雙糧を支給した「前項選鋒」は既に斂婦したが、もし三大營に選鋒の缺員があれば頂補を与えよというもので、神宗も賛意を表したといふのであるが、この「前項選鋒」は、三大營の選鋒とは區別されている。十月己卯、戸部は

備倭選鋒、前議婦併戰・車二營、候缺頂補。今總協二臣、以軍心觸望、恐生危虞。相應炤旧。但有事故、不許補缺。

と上言した。即ちここで言う備倭選鋒は万曆二十五年五月に増員を認められた一千名のことであることは実録万曆二十八年八月壬午の条の記事に照して明らかである。前議では戦兵・車兵二營に合併して三大營選鋒の缺を候て頂補すると言ふことであつたが、京營の總督京營戎政と協理京營戎政の二臣が軍士の心を損ね、危虞を生ずることを恐れると言つたので、以前の通り存置する。但し事故ある場合は補缺を許さないこととすると言ふもので、神宗もこれに従つた。⁽³¹⁾或はこの「備倭選鋒」は、前

述同年九月癸亥の条の「前項選鋒」ではないかとも考えられる。而してこの戦・車二營が戦兵營・車兵營中のそれぞれどの營に該当するかは分明ではない。或は単に「選兵各營と車兵各營」という程の意味であろうか。この歳十一月庚午、兵部は協理京營戎政王世揚の条議戎政十事を覆奏したが、その第二款に

選鋒查補、宜精。選鋒有单粮・雙粮。總之不過一万四千餘人。既名選鋒、豈容老弱混入。調閱之時、查有年衰技劣者、量行汰補。收一人、即得一人之用。

と、調閱の際に老弱を調べ出して淘汰と補充を量行することを提議している。蓋しこの作業を通じて備倭選鋒に対する処置を促進せんとしたものであろう。次に第四款には

歇操短点、宜密。向時短点甚疎。又姦軍逃閃不到、幾于無兵。議自今短点、無論日之雙单、每日一營、分定日期。官軍選鋒、兼搭赴点。不到者。嚴查究處。

とあって、歇操時の短期の点閱を密にし、日の雙単を論ぜず、每日一營を期日を分定して実施し、官軍選鋒を一緒にして点閱に赴かせ、至らざる者は嚴に調査して處分すべきだという。

第五款「火器選鋒、宜拔」では

京營選鋒、向止弓箭、而不及火器、不知火器、重于弓箭。議于戦・車十營、營選五百、月加行粮、統以六司・七司把總。每季開操、犒賞量加給、以示優異。其行粮、乞炤先任協臣題允、歲加三千七百五十石。

とあり、戦兵・車兵十營から營ごとに五百人、合計五千人を選抜し、月ごとに行粮を加給し、六司・七司の把總に統率させる。毎季開操の際には犒賞を量加支給して優遇を示す。というもので、火器選鋒を置こうという提議である。この戦・車十營がそれぞれ戦兵營・車兵營中の、どの營であるのかは明らかではない。或はこの場合、車兵の十個營を指して

戦車十營と称したものであろうか。然るに行粮は歳ごとに三千七百五十石を加えるというのであるから、一箇月每人僅か六合二勺五撮にしか当らず、選鋒と言ふも殆ど名のみとの感が深い。明らかに従来の三大營の選鋒とは同一に扱ふことのできぬものである。財政不如意の中で、明廷が火器選鋒を選抜したのは、半島の戦いで日本の火繩銃（鳥銃）に苦しんだことによるものであろうか。第六款は「新增戦車・宜裁」と言うもので、

神機八營、神枢九營、原係城守之兵。後改為車兵。今此車強半毀壞、而城守乏人。議將戦車裁去、各兵仍旧城守。月多挽車行粮、一千二百石。亦即住支、以省冗費。

とある。即ち神機八營と神枢九營を車營から城守營に戻し、戦車を裁去し、挽車の行粮毎月一千二百石を住支せよとの提議である。即ち半島での戦いの最中に神機八營と神枢九營は車兵營となっていたが、この時に至つて旧に復してまた城守營となつたのである。而して「備倭両營」の戦後の處置については、実録上には何等の明確な記述もなく、この点疑問の残るところであらう。

他には官營の推用に際しては年資・技芸によつて推薦の順序をつけて公平に行う。京營の軍・馬の更調を禁じて、それに伴う弊害を防止する。勲官の入營は必ず勲爵及び應襲の人を以てし、疎遠・傍枝の者を禁ずること。量為推用によつて把總の多年にわたる淹滞を解消することなどが提議されている。注目すべきはその第九款に、

將官体恤、宜周。各營將官、向有随任親丁、審查各營缺伍頂補、以二名充一丁之餉。又各官養贍、応行。戸部倣辺將例、一体均給、以示一視同仁之意。

とあることで、各營の將官に辺將の例に倣つて養贍の費を支給するほか、随任の親丁一丁に対して各營の缺伍の軍士二名の粮を支給することを求めている。随任の親丁の数については未だ詳らかではないが、將官の私

僕の存在を容認し、これに営軍の缺伍の糧を給することは、家丁を廃止し、選鋒を立てた目的・意義を著しく損なうものである。営の将領が私僕・家奴を求める意欲の強烈さが察せられる。神宗は兵部の覆奏を裁可した。実録同年十二月癸巳の条には

戸部題。給京営將官養贍、及増火器選鋒等、如協臣王世揚議。

と記され、火器選鋒を設ける議が戸部の諒承を得たことが知られる。⁽³³⁾ 而してこの時設けられた火器選鋒は、万曆末年まで実録の上に現われて来ないのである。

実録卷三百五十・万曆二十八年八月壬午の条によれば、この日戸部は題奏して

三大営選鋒、向因倭警、議増一千。迨倭平、漸次汰銷。頃島倭報平、糧餉難繼。題議歸併戰車二營、照食雙糧。但有事故、不准補缺、即行開除。既欲仍以旧節財、又免驟減以拂衆。今督協戎政等衙門、疏言選鋒必不可銷。意欲鼓舞軍心、以壯營伍。欲候海波不揚、事体大定、徐為之図。夫食以養兵、則理財者、当去其冗兵。以捍衛、則治兵者、当核其寔。臣等議、將前項選鋒一千名、照旧存留准補。但須督協嚴加選練、務健壯堪戰者入選、勿致孱弱濫充虛糜。少使氣稜蕩平、仍查照原議、以次汰銷。

と言い、神宗の裁可を得た。ここに於て備倭選鋒一千名については、総督・協理京営戎政の疏言を納れて、事体が大いに定まる迄の間、その補缺をも認めることとなったのである。備倭選鋒はこれ以後「以次汰銷」されることなく、萬曆末年を迎えるに至った。而して後に述べる如く、明末、遼事急を告げる万曆四十七年九月、戎政尚書黄克纘は京営五事を上条したが、その第二款には「夫営兵十二万、非寡弱也。而頗称可用者、惟選鋒七千人。」と言う。即ち半島の戦いの終結後、一時二万四千人を数えた選鋒はその数を半減されたのである。

五 万曆三十年代の京営

以後選鋒は京営が恃みとする唯一の軍事力として、その質と定数の維持のために努力が続けられた。

而して選鋒も京営の組織の一部である以上、やはり頽廢を免れる訳には行かなかつた。実録卷三百八十・万曆三十一年正月丙寅の条によると、採煤内官王朝が西山一帯に煤税の徴収範圍を拡大し、窯民を激変し、幾ど不測の事態に立ち至ろうとしたが、彼はその際に京営の選鋒を私帯して掠奪を行い、威を示した。実録によれば、同月甲辰、協理京営戎政王世揚は、京営選鋒が王朝に「逃徙」した為に科臣の弾劾を受け、疏して罷斥せられんことを乞うたが允されなかつた。⁽³⁴⁾ 蓋し選鋒の規律の弛緩の一端を示す事実ではあろう。

実録によれば、万曆三十四年五月戊辰朔日、巡視京営科道胡忻等は京営五事を条上した。その第一款には、

戰車、軍中長技。今營兵数万、營車止一千二百輛。大半敝壞。宜責該營、自行修理。

とあつて、当時京営の戰車は一千二百輛に過ぎず、しかもその大半は損壞していたことが分る。次の一款には

班軍之設、原用派守重城。非專供舂挿。邇因暫借做工、遂廢營操之制。且中多綠資僱倩、籍掛空名。今後班軍到京、聽本部驗収發營、遇緊急工程、方許酌量撥派、其余盡留操練。

とあり、相変らず班軍による工作が頻繁で營操が行なわれず、且つ班軍中には資縁僱倩の者が多かつたことが知られる。またこの記事によれば班軍は一旦緩急ある場合には、北京の重城守備の任に当てられていたのである。

第三款には

營軍十余万衆、渙散住居。遇警難於調集。議將缺官軍伴、并備兵操賞、及火竜槍三項裁省、歲可得銀一千二百有奇。分給各營、先造營

房二・三百間。先令遠路選鋒三・五人、共住一間。其余次第増修。と記す。即ち營軍が散居して、警急の際に調集することが困難な為、缺官の軍伴等三項の裁省を財源として營房を造り、まず遠路の先鋒を住まわせ、その余については次第に増修したいと言うのである。次は

選鋒強半歩卒、何以馳騁向前。議將火器馬匹、每隊止留五匹馱載、余盡兌給無馬選鋒。

とある。選鋒の大半は歩卒で、機動力が無いため、毎隊の火器を馱載する馬匹の中五匹だけを留めて、他を無馬の選鋒に供給したいという奏請である。最後の一款では

京營募軍替補、稽延歲月、糧餉未霑。以後替補軍人、會驗給票、即令發營食糧、不必復驗。

とあって、京營の募軍の替補の際、事務手続の遅滞から糧餉が支給されないので、以後は會驗給票があれば、復驗を俟たずして營に発して糧を食せしめたいとの奏請である。兵部は覆奏して議の如くせんことを請い、裁可を得た。即ち京營の戦車の過半は破壊し、班軍は工役に駆り出されて操練の実なく、京軍を駐留せしめる為の營房の設備なく、選鋒の大半には乗るべき馬匹なく、替補の募軍には糧の支給が遅延していたのであって、以て当時の実情の一端を知ることができる。⁽³⁵⁾

実録卷四百二十五によればこの万曆三十四年九月乙未、内官の陳永壽が疏して仍お班軍を用いて工を修めることを請うた。兵科都給事中宋一韓は上疏してこれを非難したが神宗は答えなかつた。一韓の疏中には京師団練之軍、多召募。都城遊徼之軍、多占役。皇城宿衛之軍、多白徒。四衛扈從之軍、多廝役。自天子親兵、以及都城内外之兵、一無可恃。即得三都司健卒二万人、猶不能無恐。而況名存実亡、緩急何頼。

という語がある。要するに京師の軍は宿衛・扈從の親軍から京營、巡防軍に至る迄、一の恃むべきものなく、班軍もまた有名無実の存在となつ

たと指摘しているのである。また此の歳の十二月丁酉、工科右給事中王元翰も時事痛哭すべき者八事について上言し、

國不患外警、而患内虚。今九辺欠餉、至八十余万。處處告急。内請弗応、將釀脱巾。京師列十二大營、兵至十余万。餉至二百余万。而其中能戰者、不過選鋒数百而已。其余兵、則今之班役・市棍・負販。能為皇上下死力衛神京乎。可痛哭者五。

と言った。京營の兵は選鋒数百以外は全く役に立たぬと言っているのである。而して神宗はこれにも答えなかつた。⁽³⁶⁾翌万曆三十五年二月戊申、兵部は軍糧の事について覆議したが、その中で万曆三十四年秋班の京營不到の班軍の応に扣すべき銀は二万四千八百七十一両有奇に達し、見到の班軍にはその中から借支せしめることが論じられている。更に

以後春秋兩班官軍到京、聽巡視稽覈外、本部管班稽驗發營、即令下班回衛。不得潛住京師。其老幼絶丁、選汰更補。既督發上班、務在七月初旬到京。必支月糧、隨軍起解。不許領操官員、代解侵漁。從之。

と、上班の班軍については巡視京營の官が稽覈することを聴す外に兵部の管班官が驗査して受取つて營に派遣する。期限が終れば直ちに下班して衛に回らしめ、京師に潛住することができないようにする。老幼絶丁は選汰更補する。既に監督して出發上班させれば、七月初旬に京師に到着させるようにする。支給すべき月糧は軍に随つて發送し、領操の官員が代つて發送して略取することを許さない。などのことを提議した。要するに班政の振飭を図つたものであり、ここからも当時の班軍の実情の一端を伺い知ることができよう。神宗もこれに従つた。⁽³⁷⁾

万曆三十五年四月乙未、工科右給事中王元翰は疏して庫蔵の節省の策を獻じ、⁽³⁸⁾同三十七年正月庚寅には工科給事中何士晋が奏して廠庫の事宜を言つた。⁽³⁹⁾彼等の疏文を見るに、武器の製造に従事する監甲・王恭の二廠は、庫蔵を費やすこと多く、実績は全く挙がっていないことが知

られる。その主たる原因は蓋し中官の乾没が盛んであったことに求められよう。万曆三十六年になると、その年の六月に協理京營戎政兵部尚書李化竜が上言し、今京營の軍・馬の積弊は既に極まっております、整飭に力めねばならぬとして、替役之苦・掇石之苦・支糧之苦・差撥之苦・隨操之苦・雜費之苦などの十二苦を去り、聽用之濫・役占之濫・囑託之濫・餽遺之濫・収軍之濫・家丁之濫などの十一濫を清め、然る後に將領宜重・將体宜崇・資格宜寬・馬戰宜習・射的宜增・車房宜修・火藥宜精・器械宜更などの十九宜を挙げ、以て戦守の効を収む可く、行伍の差を貽す無からんと言った。神宗は旨して李化竜の献言が積弊を洞悉し、深く戎政に裨する有ることを賞し、兵部に看議して以て聞せよと命じた。⁽⁴⁰⁾しかし実録には十二苦・十一濫・十九宜の項目のみ見えてその詳細は記されておらず、兵部がこの奏疏について論議した結果についても何ら記載するところがない。更に実録卷四百六十一・万曆三十七年八月己巳の条には

命太僕寺、調取東西二路所属寄養馬、兌給三大營及巡捕通州張灣等營。仍查応領馬匹官軍選鋒、毋得濫於貧寒老弱居住道遠者。

とあり、この時貧寒な者・老弱者・住居が遠方の者を除く三大營の官軍・選鋒に馬匹を給したことが知られる。また同書の卷四百六十二・同年九月丁未の条には

兵部議。以營操欠軍、如數募補。歲動支班軍老幼銀三百兩、給与操賞。以中軍丘垣、加都指揮体統、行事責理補務。從之。

と見えるように營操の欠軍の募補を行い、班軍老幼銀三百兩を動支して操賞を給与した。総じて言えば、この間にも京營は江河の日に下るが如く、徐に衰滅への道を辿りつつあったのである。

六 万曆末年における後金国の興起と選鋒の増強

続く万曆三十九年の末に至る間、実録では京營についての特筆すべき記載を見ることはできない。しかしこのことは当時京營にさしたる問題

がなかったためではなく、万曆末年における神宗の政務放棄による怠荒の中で、京營に対する施策もまた無為に打ち過ぎた結果に出るものである。京營の頹廢はその間にあっても確実に進行していたことは疑う余地がない。事実、実録に見られるところによれば、北辺の軍・馬の状況は、更に悪化の一途を辿りつつあった。

万曆四十年より神宗の死去に至る約八年半の京營の状況については先に発表した拙稿⁽⁴¹⁾に詳らかであつて、この上多言を要しない。この間、軍官宦官による營軍の侵占は甚しく、營の軍官が軍士を搾取・侵漁すること、地位を巡って贈賄を行うことも盛んであつた。軍士の中には騎馬で武器を挟み、群を為して塩の私販に従事する者もあつた。京營において唯一恃むべき選鋒すらも私塩や集団による強奪を行つていたのである。京營の春秋二操も、万曆四十二年の春以降、數年に互つて停止された。京營の備兵の数は愈々少く、火砲・火藥を始めとして軍需品は粗悪であつた。班軍の制も益々敗壞した。神宗は全く政務を放棄して官に欠員あるもこれを補わず、万曆四十五年六月当時の如きは、兵部においては本兵も協理京營戎政も未だ履任せず、一人左侍郎がその事を撰つていとう有様であつた。奴兒哈赤の挙兵、撫順の失陥の後に至つても占役の弊は熄まず、戦車の損壞せるもの、火器鎗砲の使用に堪えぬもの、盔甲の破損せるものは多く、火藥は粗製で、馬匹も原額を大きく欠き、軍官は依然軍士を搾取していた。それでも戎政尚書薛三才の必死の努力によつて京營の振飭もやや緒に就いたが、彼は勞瘁のために斃れるに至つた。

論考の性格上、この間の事蹟の中でやはり詳論せねばならないものは選鋒の増強の一事であろう。実録万曆四十七年三月丙戌の条によれば、この時兵部尚書黃嘉善は兵科給事中吳亮嗣が条上した京營五事について覆奏したが、その一款には

一、練選鋒、以習長技。議以六万火器手、嚴汰老弱、教演鎗砲。於内選最精者三千人、優以雙糧。其糧即以汰老弱、并見缺額之糧補之。

若將領訓練不精者、年終即以此為殿最。(中略)。從之。

とあつて、火器選鋒三千人を揀選してこれに雙糧を給し、糧は老弱を汰革したり、現に缺員となつてゐる者のそれを以て充てたことが知られる。但し後述するところによつても知られるように、この火器選鋒なるものは、やはり通常の選鋒の数には加えられなかつたものの如くである。

更に実録によれば、この年九月戊戌、本兵黄嘉善は戎政尚書黄克績が上条した京営五事について覆奏した。⁽⁴³⁾これは項目のみが記載されているが、「籌邊碩畫」卷之二十九にある黄克績の「京営急務以振積弱疏」が即ちこれである。その第二款の増兵についての提言は、

夫營兵十二万、非寡弱也。而頗稱可用者、惟選鋒七千人。今且召去三千防辺、不知何時可回。無論建夷狂逞、即零虜猝至。臣見諸將之束手無策也。謂宜募浙直兵五千、与見在選鋒、共作万二千人。而營中諸將、令其各招家丁。副將六十人、參・遊四十人、佐擊・坐營各三十人。擇其壯健、有技芸籍貫者、書名于冊、与選鋒同練。以後陞遷副將、留營家丁四十人。參・遊留三十人。佐擊・坐營留二十人。其新來將領、攜帶家丁、俱如旧將之數。去亦如之。如此則、目前可得家丁千余人。再于常伍中、選七千人。但擇其年力壯健、能習技芸、不必專用弓矢。以上共足二万人、勤加訓練。他日將領來者相統、攜家丁者亦相統、則選鋒日增、以漸振作事、不駭俗而、兵可立強也。と言ふもので、選鋒を増強せんとするものである。即ち浙江と南直隸から兵五千人を募り、これを現在の選鋒と合せて一万二千人とする。その上で當中の諸將に家丁を招かせる。人数は副將は六十人、參將・遊擊は各四十人、佐擊・坐營は各三十人とし、その中から壯健にして技芸・貫籍のある者を選んでその名を冊に記し、選鋒と共に操練する。京営の將領の陞遷の際には、副將は家丁四十人、參將・遊擊は各三十人、佐擊・坐營は各二十人を留めて去る。新に赴任して來る將領もまたこのようにすれば、目前に家丁千余人を得ることが出来る上に、他日選鋒は日毎に

その数を増して京営の作興は実現するであろう。また京営の常伍の中から年力壯健にして技芸を習得できる者七千を選べば、その数は合計二万となる。これに勤めて訓練を加えようというのである。更に黄克績は浙直よりの募兵計画の詳細を述べて、

此時、可于南京水陸營、先抽一千。会南京兵部、委坐營張懋勳統、(中略)即時就道。仍令坐營沈志亮、于崇明・江陰・丹徒・江都等處、募兵一千、統領來京。(中略)其安家・行糧、(中略)俱聽南京兵部、臨時酌量。仍令張超、前往義烏・東陽、募兵四千、以一千補還南京所抽之兵、其余三千、即令本官、統領前來。儻一時召募未集則、移咨浙江撫臣、于羅木營、先發一千、撥船差官、送之來京。俟張超募完、即以一千還之。(中略)其募兵安家・行糧、即于兵部題准借南京兵部銀十万兩内、動支三・四万。蓋原借、本為募兵用也。若銀已起解則、南京兵部、可再借数万兩。(後略)。

と言つた。即ち南京の水陸營から一千を抽出し、崇明・江陰・丹徒・江都等の處で兵一千を募つて京師に來らしめる。他に義烏・東陽で兵四千を募つて、うち一千を以て南京から抽出した兵を補充し、その余三千を來京させる。もし一時召募の兵が集らぬ場合は、浙江の撫臣に移咨して羅木營の兵一千を上京せしめ、義烏・東陽の募兵が完了したところでそのうちの一千を羅木に還す。募兵の安家銀・行糧については、南京兵部より借りた銀十万兩の中から三・四万兩を動支し、もし銀が既に發送された後であれば、南京兵部より再借するという提案である。本兵黄嘉善の覆奏との異同は先に述べた事情から詳らかではないが、神宗は

覽条陳營務、依議着實舉行。其抽調募兵、着同見在營兵、設法訓練。務令有裨實用。

と旨して、直ちにこれを裁可した。而して浙・直よりの抽調・召募の兵は、「光宗実録」卷二・万曆四十八年七月乙巳の条に、
南京・浙江募兵至京。(中略)先是協理戎政尚書黄克績題。遣營官、

募南直隸沙兵、并抽南京營兵、調浙江營兵共三千、赴京訓練。又差官募義烏兵四千、以二千補還南京・浙江、而以二千赴京操。合之可得五千人。戸部以糧乏、酌用三千。至是、南京營兵已先遣、營官張茂勛領至。而營官張超、往募義烏兵。除補還南營、已足京操三千之數。其安家・行糧諸費、總在協臣題留五万兩數内支給。南京署兵部事右副都御史陳道亨疏聞。

とある如く、戸部が糧の欠乏を言つた為に結局三千人を酌用することになり、南京の營兵一千、義烏の募兵二千が京師に赴いたのである。⁽⁴⁴⁾ 叙上の如く、万曆末年に至つて遼事切迫の間に、京営の選鋒はまたも増強されることとなった。注目すべきは先に選鋒の設立に際して除去された京営の家丁を、此の時に至つて再び公然と招こうという議論が出来たことである。後金国の興起による遼河東西の沃野の失陥という重大事態に際会して、明廷も最早背に腹はかえられなくなつたのである。

結 言

明王朝の首都防衛の常備軍団として形成された京営は、時の経過とともに漸次その戦闘能力を低下させて行つた。特に嘉靖朝以降、その頹廢は急激に進み、神宗万曆帝の治世に至つては、京営は最早殆ど軍事的能力を喪失した状態となつていた。事茲に至つて、京営は従来如く、その軍士の中から精壯を簡抜して軍事力の再建を図ることは極めて困難な情勢となつたのである。そこで万曆五年正月、京営中の家丁と營軍の中から驍勇にして射を善くする者を選んで選鋒四千八百名を立て、これを六員の副將と十戦兵營に配属することとしたが、更に同年六月には選鋒を増して五千とし、戦兵十營に各三百名、車兵十營に各二百名を分属せしめることにした。また選鋒には全員馬を給与することとなつていたが、万曆六年正月に馬を受領していたものは千名にも至らず、そこで最終的には五千名総てに馬匹を支給する計画が立てられたものの、万曆三十四

年に至つても無馬の選鋒は多く存在していた。加えて選鋒はその当初から精強な者のみではなく、所謂寄名冒充の徒・市井無籍の徒が紛れ込んでおり、老弱者も存在していたのである。またこの間、京営の組織の上で注目すべきことは、従来総督京営戎政・協理京営戎政に各五百の標兵があつたが、これに備兵からの選抜によつて二千名を増し、合して一營としたことである。この標兵營は更に万曆二十年には二營に増加していた。

万曆二十年に至つて豊臣秀吉の朝鮮侵攻が開始されると、明廷は選鋒の増強に著手した。まず万曆二十二年六月には選鋒を一千名増して、二標兵營に配置した。選鋒は万曆二十五年五月に上られた協理京営戎政兵部左侍郎李春光の奏議によれば、当時一万三千に達していた模様である。李春光は更にこの疏文において、選鋒を七千名増員するよう提案したが、兵部は糧餉への配慮から二千名の量増を上言し、結局神宗の裁定により一千名の増加に止つた。かくして選鋒は合計一万四千となつた。更に明廷では万曆二十六年に京営の軍士一万人を抽選して備倭兩營を新設し、兩營の軍士・選鋒に共に太僕寺の馬八百匹を給し、更に神樞・神機兩營の軽車三百八輛を備倭新營に付して訓練させた。

しかし同年末には半島の戦いが終熄したので、明廷は財政上の事情からも速かに戦時体制の解除に着手し、神機八營・神樞九營兩車營の戦車を裁去してこれを城守營に戻した。二十五年五月新設の、一千の選鋒は、当初漸次汰銷の方針が立てられたが、総督・協理二臣の意見を納れて事体の大いに定まる迄存留せしめ、欠を補うことをも准すに至つた。而して選鋒は一時の一万四千から半減して七千となつた。先述の備倭二營も、この間に解体されたものと考えられる。しかし一方では万曆二十七年十一月に協理京営戎政王世揚の奏請によつて戦兵・車兵の十營から選抜した軍士によつて火器選鋒を編成した。しかしこれは加給の行糧などから考えて、従来の選鋒と同一に扱ふことのできぬものであろう。

以後も京營の積弊は益々深刻の度を加え、選鋒の質や行状にも依然として問題は多かつた。万曆末年建州女直の名酋奴兒哈赤が後金国を建て、明朝が二百数十年に亘って蟠踞していた遼河東西の沃野に進出するに及んで、明廷は国都の防衛強化の一環として、またも選鋒の増強に着手した。即ち万曆四十八年九月、戎政尚書黄克績は、京營の將領に家丁を招かせ、常伍の中から軍士を選拔し、南京の營兵と浙江・直隸からの募兵などを京に赴かせ、選鋒を七千から二万に増加しようと提議した。これは本兵黄嘉善の覆奏を経て裁可された。原議と覆奏の異同については詳らかではないが、その中の浙直の兵については三千を酌用したことが知られるのである。

このように万曆朝における京營の補強は、主として選鋒を設立し、その整備・増強を図るという方策によって推進された。選鋒の増強は秀吉の朝鮮侵攻、後金国の興起という事態に際して実施された。しかし選鋒の質や練度、その行状には常に問題があり、加うるに当時の財政の事情はその大幅な強化を許さなかつた。万曆末年の危機に際しても、明の朝廷は京營の抜本的改革を行う意志も能力もなく、僅かに選鋒の増強を実施するに止つた。これは当時の明朝の軍事機構の頹廢と、更には明朝の統治力の全般的衰弱とを如実に示すものであつた。

註

- (1) 以上の経過についての詳細は拙稿「明代の京營についての一考察——嘉靖新三大營内における三十小營の形成について——」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻・一八七—二〇五頁、一九九〇年三月)を参照。
- (2) 『神宗実録』卷五十三・同年同月同日の条。
- (3) 実録卷六・同年同月同日の条。
- (4) 実録卷十三・同年同月同日の条。

- (5) 実録卷十五・万曆元年七月甲申の条。
- (6) 実録卷十七・万曆元年九月戊戌の条。
- (7) 実録卷二十八。
- (8) 実録卷四十二。
- (9) 鈴木正「明代家丁考」(『史観』三十七号、一九五二年)参照。
- (10) 実録卷六十二。
- (11) 実録卷七十一・同年同月同日の条。
- (12) 戦兵・車兵各一枝の辺境への調撥が何時頃始まつたかについては、実録卷三十三・万曆二年閏十二月丁酉の条に
巡視京營工科給事中李熙・福建道御史周詠、条陳六事。一、選戰將、二、畜將材、三、練戰兵(後略)。
とあり、『万曆疏鈔』卷三十七の李熙「陳末議裨戎務疏」の第三款に
為今之計、合無於來歲防秋之時、將三大營内各挨次撥調戰兵一枝・車兵一枝、就令本管將領統押、前去近京地方、如黃花鎮・古北口等處屯駐。遇有虜警、即同辺兵、併力截殺、事竣一体撤回。如是則、(中略)一挙而三利具焉。又何憚而不為也。
と提議されており、兵部の覆奏を経て実施することが決定されているところを見ると、翌三年より実施されたものと考えられる。而して実録卷百十三・万曆九年六月癸丑の条に、
兵部言。京營戰・車二枝兵馬、每秋出防薊鎮。(中略)總督具兌稱、辺勢稍緩。應暫停止。候有大警、臨時相機請發。從之。
とあつて、その後この事に関する記事を見ないから、実際はこの時を以て事実上罷められたものであろう。
- (13) 実録卷七十一・万曆六年正月甲戌の条。
- (14) 実録卷百三・万曆八年八月乙巳の条。
- (15) 実録卷百四十四。
- (16) 実録卷百七十。
- (17) 実録卷二百十三。
- (18) 実録卷二百二十九・同年同月壬子の条。

- (19) 実録卷二百五十・万曆二十年七月戊午の条。
- (20) 実録卷二百六十・万曆二十一年五月甲戌の条。
- (21) 実録卷二百六十一・万曆二十一年六月壬辰の条。
- (22) 実録卷二百六十五・万曆二十一年十一月戊午の条。
- (23) 実録卷二百七十四・万曆二十二年六月辛未の条。
- (24) 実録卷二百八十三・同年同月同日の条。
- (25) 実録卷二百九十八・万曆二十四年六月癸亥の条。
- (26) 実録卷三百十・万曆二十五年同月同日の条。
- (27) 実録卷三百二十一・万曆二十六年四月辛巳の条。
- (28) 実録卷三百二十一・万曆二十六年四月庚戌の条。
- (29) 実録卷三百二十九・万曆二十六年十二月戊午の条。
- (30) 実録卷三百三十五・万曆二十七年五月戊申朔の条。丁巳の条。
- (31) 実録卷三百四十・万曆二十七年十月己卯の条。
- (32) 実録卷三百四十一・万曆二十七年同月同日の条。
- (33) 実録卷三百四十二・万曆二十七年同月同日の条。
- (34) 実録卷三百八十・万曆三十一年正月甲辰の条。
- (35) 実録卷四百二十一・同年同月同日の条。
- (36) 実録卷四百二十五・万曆三十四年九月乙未の条。
- (37) 実録卷四百三十・同年同月同日の条。
- (38) 実録卷四百三十二。
- (39) 実録卷四百五十四。
- (40) 実録卷四百四十七・万曆三十六年六月丙辰朔の条。
- (41) 「後金国の興起と明の京宮——特に薩爾滸の戦いの前後を中心として——」
 『清朝と東アジア 神田信夫先生古稀記念論集』一七―三一頁、一九九二年三月）参照。
- (42) 実録卷五百八十。
- (43) 実録卷五百八十六・万曆四十七年九月戊戌の条。
- (44) この記事に見える宮官張茂勛は、おそらく先述の黄克鑽の疏文中にある坐
 宮張懋勳のことであろう。